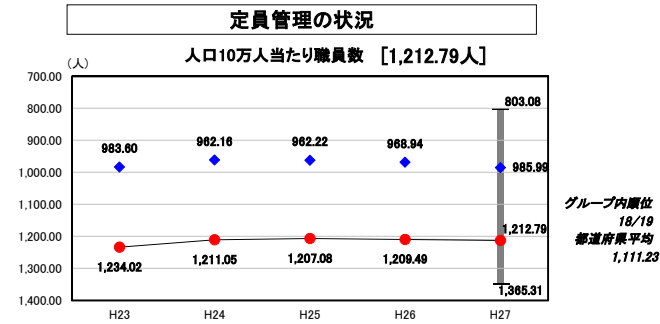
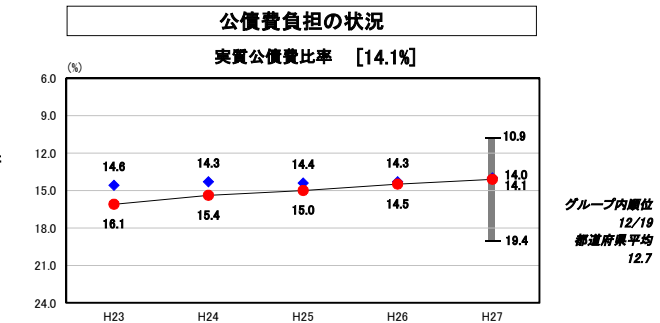
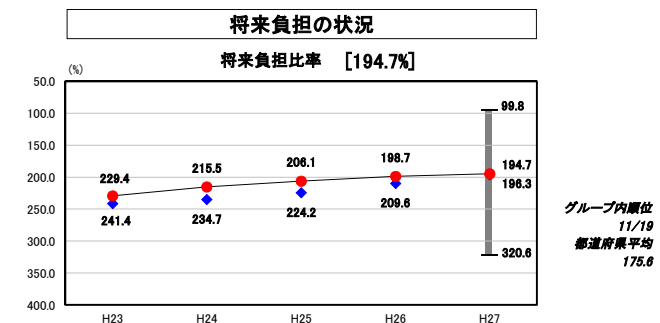
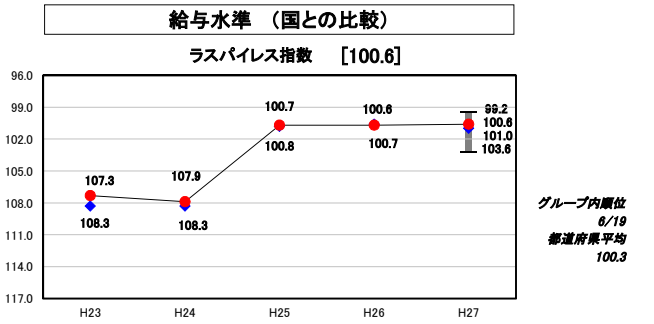
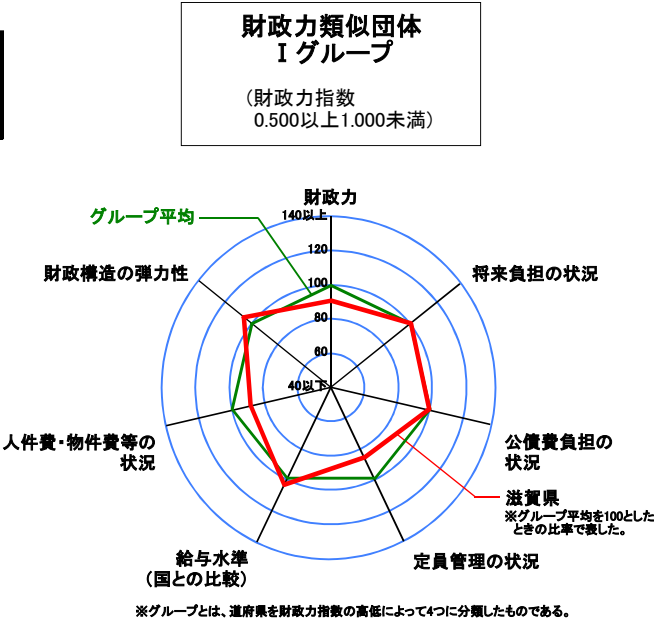
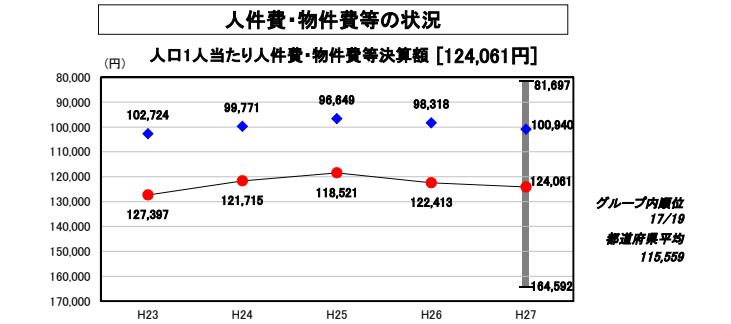
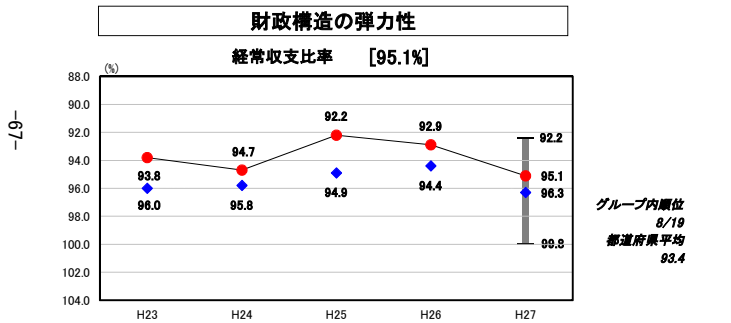
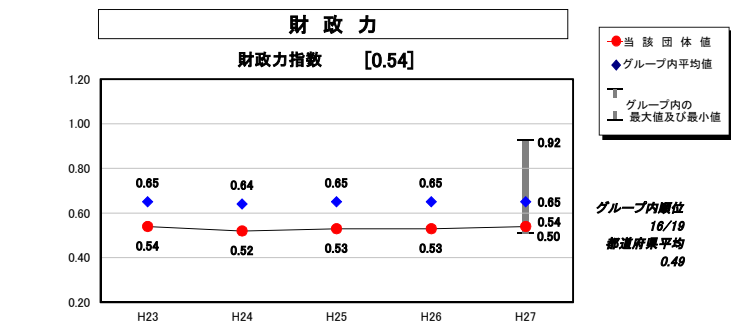


都道府県財政比較分析表(平成27年度普通会計決算)

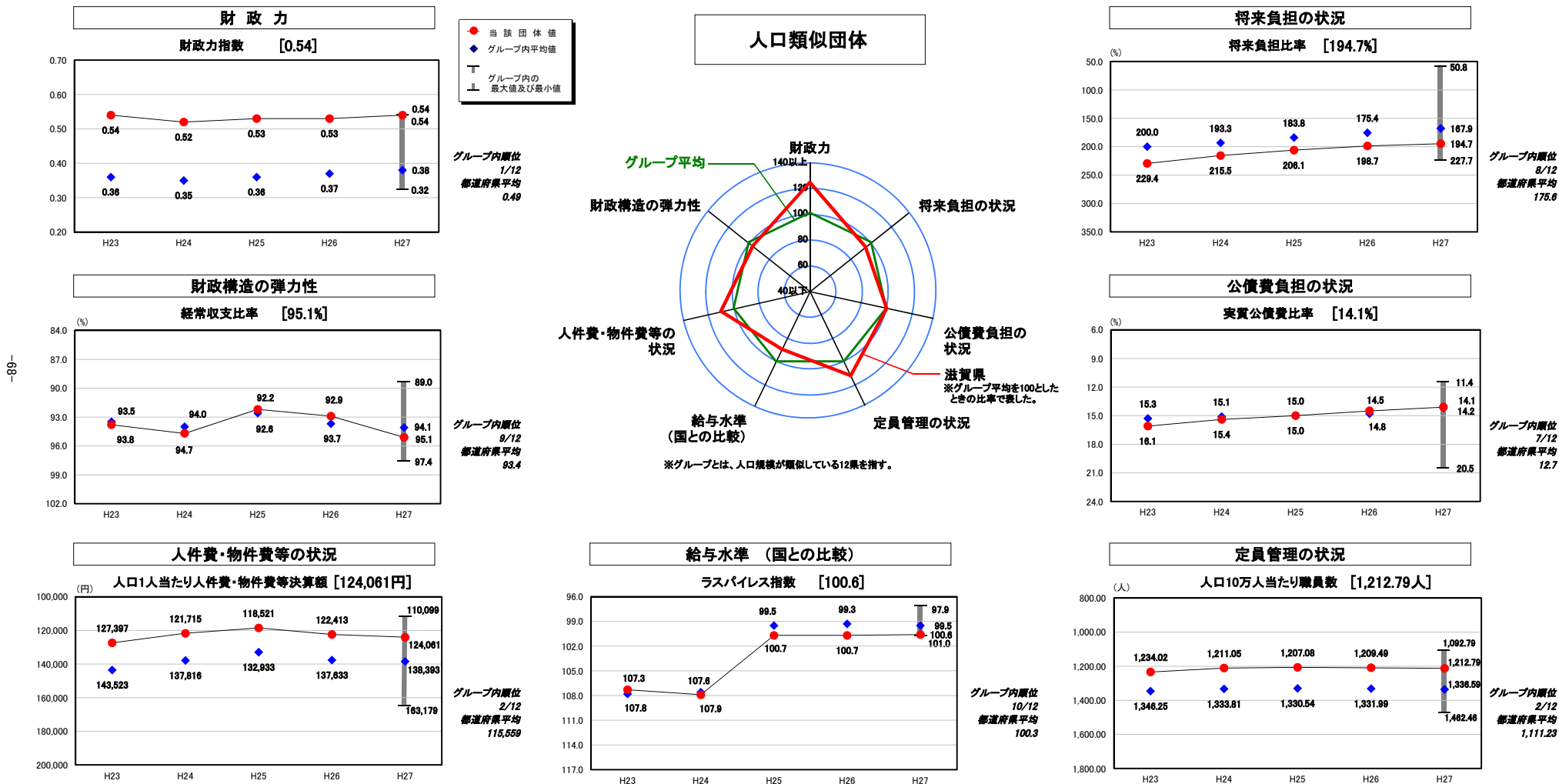
滋賀県



※人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

都道府県財政比較分析表(平成27年度普通会計決算)

滋賀県



※人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

都道府県財政比較分析表（平成27年度普通会計決算）－分析－

◎比較分析のしかた

○財政力類似

- 都道府県を東京都を除いて、次の4区分にグループ分けし、同一グループ内の道府県間で主要財政指標を比較分析します。
 - Iグループ 財政力指数0.5以上1.0未満
 - IIグループ 財政力指数0.4以上0.5未満
 - IIIグループ 財政力指数0.3以上0.4未満
 - IVグループ 財政力指数0.3未満
- 本県は、Iグループ（滋賀県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県の19府県）に属します。

○人口類似

- 平成22年国勢調査において、人口規模が類似している県（滋賀県、青森県、岩手県、山形県、石川県、奈良県、山口県、愛媛県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県の12県）間で主要財政指標を比較分析します。

◎比較分析を行う指標

■財政力指数 → 12ページ参照

- 本県は、県税総額に占める法人関係税の割合が高く、その動向により税収が大きく増減するという特徴があります。平成27年度は、社会保障の充実や公債費の増による基準財政需要額の伸びよりも地方消費税や法人事業税の増に伴う基準財政収入額の伸びの方が大きかったことから、前年度より0.01ポイント高い0.54となっています。

■経常収支比率 → 11ページ参照

- 本県における経常収支比率は95.1%と財政力類似団体平均の96.3%を下回っています。
- 平成27年度は、地方消費税の税率引上げの影響分により税収が大きく伸びたものの、地方交付税等の減収がそれを上回ったほか、社会保障の充実に要する経費、退職者の増等に伴う人件費の増加により、前年度より2.2ポイント悪化しました。

■人口1人当たり人件費・物件費等決算額

行政運営の基本的なコストを測る指標で、人件費、物件費および維持補修費の合計額をその団体の当該年度1月1日付けの住民基本台帳人口で除して算出した額を示しています。

- 財政力類似団体での比較において、本県が属するグループの団体は、本県に比べ人口規模が非常に大きいため、当該指標におけるグループ内での本県の位置は相対的に低くなっていますが、人口規模が近い団体と比較すると、当該指標は小さい数値となっています。平成27年度は地方創生関連事業の実施等に伴う委託料の増や人事院勧告の実施等に伴う人件費の増等により、前年度に比べ1,648円の増となっています。

■ラスパイレス指数

地方公共団体の給与制度・運用の実態を示す指標で、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種毎に学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示しています。

- 平成27年度の県のラスパイレス指数は、前年度より0.1ポイント低い100.6で、国の水準を上回っていますが、高年齢層職員が国より多いという職員構成によるものであり、高年齢層職員の昇給・昇格制度の見直しや給与構造改革の現給保障を廃止に向けて段階的に減額を行うなど、適正な給与管理に努めていきます。

■将来負担比率 → 12 ページ参照

- 交付税算入されない地方債残高の増加等により将来負担額がやや増加したものの、地方消費税の税率引き上げの影響分による県税収入の大幅な伸びに伴い標準財政規模が拡大したことなどから、平成 27 年度の将来負担比率は、4.0 ポイント改善しました。

■実質公債費比率 → 11 ページ参照

- 地方消費税の税率引き上げの影響により標準財政規模が拡大したこと、交付税算入のある臨時財政対策債以外では、公共事業等債や地方道路等整備事業債を中心に地方債の償還が減少したことから、平成 27 年度の実質公債費比率は、0.4 ポイント改善しました。

■人口 10 万人当たり職員数

地方公共団体の翌年度 4 月 1 日現在の職員数を、その団体の当該年度 1 月 1 日付けの住民基本台帳人口で除した数値を 10 万人当りに換算して算出した職員数を示しています。

- 財政力類似団体での比較において、本県が属するグループの団体は、本県に比べ人口規模が非常に大きいため、当該指標におけるグループ内での本県の位置は相対的に低くなっていますが、人口規模が近い団体と比較すると、当該指標は小さい数値となっています。

本県の財政状況等一覧表（平成27年度）

地方公共団体の総合的な財政情報の開示について

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の行財政運営については、住民に対する説明責任を果たすことがますます重要になるとともに、地方財政の状況が極めて厳しい中で、各団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、自らの財政状況についてより積極的に情報を開示することが求められています。

本県では、地方自治法に基づく決算や財政状況の公表などの情報開示に努めているところですが、普通会計に加え企業会計などの特別会計の状況や第三セクター等の経営状況および財政援助の状況も含め、総合的な財政情報について、「財政状況等一覧表」を作成し、公表しています。

(単位:百万円)

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策債 発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
181,399	111,796	35,360	328,555

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	525,101	522,111	2,990	891	9,663	1,064,066	
市町振興資金貸付事業特別会計	863	662	201	201	-	-	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	166	149	17	-	9	299	
中小企業支援資金貸付事業特別会計	1,435	308	1,127	-	-	1,879	
就農支援資金貸付事業等特別会計	69	22	47	-	0	133	
林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計	233	110	123	-	-	55	
沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計	76	0	76	-	0	-	
琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計	303	303	-	-	303	850	
公債管理特別会計	132,978	132,978	-	-	85,513	-	
土地取得事業特別会計	384	384	0	-	0	740	
用品調達事業特別会計	676	658	17	17	-	-	
収入証紙特別会計	2,385	2,384	1	1	-	-	
一般会計等	509,826	505,227	4,599	1,110	-	1,068,022	

(注) 「一般会計等」は、各会計の相互間の繰入・繰出等の重複を控除したものであり、各会計の合計と一致しない場合があります。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
病院事業会計	20,965	21,245	△ 281	6,799	4,079	20,802	12,481	法適用企業
工業用水道事業会計	1,317	1,088	229	4,329	15	612	-	法適用企業
水道用水供給事業会計	4,862	3,874	988	8,800	64	11,705	187	法適用企業
流域下水道事業特別会計	19,810	18,428	1,382	1,069	2,689	54,312	20,367	
公営競技事業特別会計	53,720	53,404	316	316	-	4,526	-	
公営企業会計等 計				21,313		91,957	33,036	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業です。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示しています。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示しています。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額です。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
関西広域連合	1,938	1,871	67	67	3	132	1	
一部事務組合等 計				67		132	1	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況および地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産または正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
一般社団法人滋賀県造林公社	△ 28	169	18	193	18,569	-	-	-	
公益財団法人滋賀県建設技術センター	6	290	45	-	-	-	-	-	
公益財団法人滋賀県水産振興協会	△ 12	1,289	1,231	15	-	-	-	-	
公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金	0	600	251	121	-	-	-	-	
公益財団法人滋賀県食肉公社	20	352	1,377	273	54	-	2,371	2,134	
公益財団法人滋賀県緑化推進会	0	567	410	-	-	-	-	-	
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	△ 6	231	44	259	3,800	-	-	-	
公益財団法人滋賀県陶芸の森	△ 2	207	25	-	-	-	-	-	
公益財団法人系賀一雄記念財団	0	66	25	7	-	-	-	-	
公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター	0	10	2	30	-	-	-	-	
公益財団法人滋賀県環境事業公社	643	2,948	18	79	-	-	2,050	1,845	
一般財団法人滋賀県動物保護管理協会	1	14	10	-	-	-	-	-	
公益財団法人滋賀県体育協会	26	536	134	146	-	-	-	-	
公益財団法人滋賀県文化財保護協会	△ 5	286	53	152	-	-	-	-	
公益財団法人滋賀県文化振興事業団	5	325	25	-	-	-	-	-	
公益財団法人びわ湖ホール	△ 33	516	100	-	-	-	-	-	
公益財団法人淡海環境保全財団	1	660	64	48	-	-	-	-	
公益財団法人国際湖沼環境委員会	-	1,671	363	0	-	-	-	-	
公益財団法人滋賀県国際協会	2	762	400	48	-	-	-	-	
公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター	0	771	576	3	-	-	-	-	
公益財団法人淡海文化振興財団	△ 1	76	30	50	-	-	-	-	
公益財団法人滋賀県消防協会	1	109	23	11	-	-	-	-	
株式会社滋賀食肉市場	34 △	433	19	5	44	-	-	-	
パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社	68	669	22	-	-	-	-	-	
滋賀県道路公社	1	9,971	9,774	-	-	10	-	-	
滋賀県土地開発公社	43	8,722	30	-	-	10,621	-	-	
びわ湖放送株式会社	85	860	90	1	-	-	-	-	
一般社団法人滋賀県畜産振興協会	△ 7	111	42	17	-	-	-	-	
公立大学法人滋賀県立大学	222	14,493	16,016	2,356	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			31,217	3,816	22,468	10,631	4,422	3,980	

(注) 損益計算書を作成していない法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示しています。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成26年度 A	平成27年度 B	差引 B-A
財政調整基金	18,996	19,094	98
減債基金	14,345	15,402	1,057
その他充当可能基金	32,477	30,176 △	2,301
充当可能基金計	65,818	64,672 △	1,146

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金および不動産等を含みません。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成26年度 A	平成27年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成26年度 A	平成27年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	0.34	0.33 △	0.01 △	3.75 △	5.00 △	病院事業会計	41.1	38.4 △	2.7
連結実質赤字比率	7.13	6.82 △	0.31 △	8.75 △	15.00 △	工業用水道事業会計	365.5	396.1	30.6
実質公債費比率	14.5	14.1 △	0.4	25.0	35.0	水道用水供給事業会計	203.1	196.2 △	6.9
将来負担比率	198.7	194.7 △	4.0	400.0		流域下水道事業特別会計	18.7	15.0 △	3.7
財政力指数	0.53	0.54	0.01						
経常収支比率	92.9	95.1	2.2						

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△)で表示しています。

2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には当該黒字の比率を、「資金不足比率」は、資金に余剰がある場合には当該余剰の比率を便宜的に正数で表示しています。

3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、一律 △20%です。